

赤井川村地域防災計画

【資料編】

令和4年3月

赤井川村防災会議

赤井川村

〔目 次〕

資 料 編

【地域防災計画関係資料】	1
第1 条例関係	1
資料1-1 赤井川村防災会議条例	1
資料1-2 赤井川村防災会議運営規程	3
資料1-3 赤井川村災害対策本部条例	4
資料1-4 赤井川村情報連絡施設設置条例	5
資料1-5 赤井川村情報連絡施設設置条例施行規則	6
資料1-6 赤井川村火入れに関する条例	9
資料1-7 赤井川村林野火災予消防対策協議会構成機関	12
資料1-8 林野火災予防活動交付金要領	13
資料1-9 赤井川村罹災見舞条例	16
資料1-10 災害弔慰金の支給等に関する条例	18
資料1-11 災害弔慰金の支給に関する条例施行規則	22
第2 防災組織	26
資料2-1 関係機関等の連絡先	26
資料2-2 災害応援協定	31
資料2-3 協力団体等	34
第3 災害履歴、気象、震度階級等	35
資料3-1 赤井川村災害履歴	35
資料3-2 気象等に関する警報・注意報発表基準	36
資料3-3 気象庁震度階級関連解説表	38
第4 災害危険区域等	42
資料4-1 重要水防箇所	42
資料4-2 土砂災害危険箇所等	43
資料4-3 山地災害危険地区	49
第5 通信・輸送	67
資料5-1 災害情報等報告取扱要領	67
資料5-2 災害時優先電話	76
資料5-3 緊急輸送道路	76
資料5-4 村道除雪区間一覧	77
資料5-5 村有車両の現況	78
資料5-6 ヘリコプター離着陸場	80
資料5-7 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	82
資料5-8 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	87
第6 避難・救援・応急措置等	91
資料6-1 従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者	91
資料6-2 従事命令等の実施手続き	92
資料6-3 避難施設	96
資料6-4 浸水想定区域等における警戒避難体制	99

資料6-5	土砂災害警戒区域における警戒避難体制	100
資料6-6	医療機関	101
資料6-7	救援物資集積拠点	102
資料6-8	水道施設・給水資機材・炊き出し施設・発電機必要台数	103
資料6-9	廃棄物処理施設等	104
資料6-10	火葬施設	104
第7	復旧復興対策	105
資料7-1	事業別国庫負担等一覧	105
資料7-2	応急金融の概要	110
第8	関係様式	123
資料8-1	自衛隊の災害派遣要請	123
資料8-2	自衛隊の災害派遣部隊撤収要請	124
資料8-3	世帯構成員別被害状況	125
資料8-4	物資購入（配分）計画表	125
資料8-5	物資受払簿	126
資料8-6	物資給与及び受領簿	126
資料8-7	災害救助法関連様式	127

【地域防災計画関係資料】

第 1 条例関係

資料 1 - 1 赤井川村防災会議条例

昭和 37 年 12 月 25 日
条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、赤井川村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 赤井川村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 副村長
 - (5) 教育長
 - (6) 消防支署長、消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 7 号の委員の定数はそれぞれ 1 名、1 名、1 名及び 2 名とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、赤井川村の職員及び学識経験のある者の中から村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 2 赤井川村防災会議運営規程

〔 昭和 6 3 年 1 0 月 1 日
規程第 1 4 号 〕

(趣旨)

第 1 条 赤井川村防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）、災害対策基本法施行令（昭和 3 7 年政令第 2 8 6 号）及び赤井川村防災会議条例（昭和 3 7 年赤井川村条例第 1 6 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第 2 条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である赤井川村副村長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第 3 条 防災会議は会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(議事)

第 4 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することはできない。

(常任委員)

第 5 条 委員のうちから若干人を常任委員とする。

2 常任委員は、会長が指名し、常任委員会を構成する。

(委員の異動報告)

第 6 条 赤井川村防災会議条例第 3 条第 5 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 7 号の委員が異動等により変更があつた場合は、当該委員の後任者、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会長への委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、常任委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 0 年訓令第 1 号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

資料 1 - 3 赤井川村災害対策本部条例

〔 昭和 37 年 12 月 25 日
条例第 17 号 〕

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 6 項の規定に基づき、赤井川村災害対策本部（以下「本部」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総理し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 本部長は、必要を認めるときは、本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員、その他職員は、本部長が指名する。

3 班にそれぞれ班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(本部長への委任)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

資料 1 - 4 赤井川村情報連絡施設設置条例

昭和 6 0 年 9 月 2 8 日
条例第 7 号

(設置の目的)

第 1 条 この条例は、赤井川村情報連絡施設の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び設置場所)

第 2 条 この施設の名称は、赤井川村情報連絡施設と称し、親局を赤井川村字赤井川 7 4 番地の 2、赤井川村役場庁舎内に設置するものとする。

(施設の構成)

第 3 条 この施設は 6 0 MHz 帯の超短波を用いる出力 1 0 W の送信施設を親局とし、農家等に設置する戸別受信機（以下、「子局」という。）と、災害時の避難場所等の集落に設置する屋外受信拡声装置（以下、「屋外子局」という。）の間で構成される単一通信方式とするものとする。

2 親局に接続される機能として遠隔制御による緊急一斉送信施設を、役場庁舎内及び消防支署に設置するものとする。

(区域)

第 4 条 この施設を使って無線放送を行う区域は、赤井川村全域とする。

(貸与)

第 5 条 子局の戸別受信施設は、村が無償貸与するものとする。

(受信者の義務)

第 6 条 子局の戸別受信施設は、受信者の責任において維持管理しなければならない。

2 受信者は、受信施設に異常を発見したとき、及び転出等の事由により受信施設の利用に移動が生じたときは、速やかにその旨を村長に報告しなければならない。

3 受信者の責により発生した受信施設の修復に要する費用は受信者の負担とする。

4 受信施設の修復等は、村長の指定する者以外は行うことができない。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、情報連絡施設の管理運営に関し必要な事項は、別に村長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 2 2 年条例第 1 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の赤井川村情報連絡施設設置条例の規定は、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。

資料 1 - 5 赤井川村情報連絡施設設置条例施行規則

昭和60年9月28日
規則第6号

(設置の目的)

第1条 この規則は、赤井川村情報連絡施設設置条例(昭和60年赤井川村条例第7号)第7条の規定に基づき情報連絡施設(以下「施設」という)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(通信の範囲)

第2条 この施設で通信できる範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 非常災害、その他緊急事項の通知及び連絡
- (2) 行政事務に関すること。
- (3) 営農指導に関すること。
- (4) その他、村長が必要と認める事項の伝達

(通信中断の周知)

第3条 村は、施設の故障その他により、前条の通信ができない場合は、速やかにその理由、期間その他必要と認められる事項住民等に周知するものとする。

(通信の種類)

第4条 この施設を利用しての通信は、緊急通信、平常通信及び臨時通信とする。

(通信の時間)

第5条 前条の通信は、次の時間に行うものとする。

- (1) 緊急通信は、必要に応じ随時とする。
- (2) 平常通信は、次の定時に行うものとする。
 - (ア) 朝の通信 午前8時45分から午前9時00分まで
 - (イ) 昼の通信 午後0時10分から午後0時25分まで
 - (ウ) 夜の通信 午後4時45分から午後5時00分まで
 - (エ) ミュージックチャイム 午前6時00分、正午、午後6時00分、午後9時00分とする。
 - (オ) 臨時通信 必要に応じ随時とする。

(通信日)

第6条 通信日は、次に掲げる日を除いた日とする。ただし、必要と認めたときはこの限りでない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(子局の貸付範囲)

第7条 子局を貸付できる範囲は、赤井川村内に住所を有する世帯の世帯主、事業所及びこの施設の目的上、村長が必要と認めた者とする。

(貸付申込)

第8条 子局の貸付を受けようとする者は、赤井川村情報連絡施設子局貸付申請書(別記様式)を村長に提出するものとする。

(返還)

第9条 子局の貸付を受けている者が次に掲げる事項に該当することとなった場合は、直ちに子局を村長に返還しなければならない。

- (1) 転出するとき。
- (2) 故意にこの施設を妨害したとき。

(施設)

第10条 この施設において、「親局」、「遠隔制御局」、「子局」、「屋外支局」の管理は、村の責任において行うものとする。

(施設の保全)

第11条 受信施設の補修、又は取り替えを必要とするときは、当該加入者がその旨を村に届け出て指示を受けるものとする。

- 2 前項の補修、又は取り替えを行ったときの費用は、村が負担するものとする。ただし、当該子局の貸付を受けている者の責に帰すべきときは、当該加子局の貸付を受けている者の負担とする。

(協議会の設置)

第12条 赤井川村情報連絡施設の円滑な管理運営を図ることを目的として、赤井川村情報連絡施設運営協議会(以下「協議会」という)を置く。

- 2 協議会の委員は、次に掲げる村内の関係機関及び団体の職員をもって構成し、村長がこれを委嘱する。
 - (1) 村長、副村長、総務課長、保健福祉課長、介護保険課長、産業課長、建設課長、出納課長、教育長
 - (2) 新おたる農業協同組合赤井川事業所長
 - (3) 北後志消防組合赤井川支署長
 - (4) 学識経験者
 - (5) 後志農業改良普及センター北後志支所長
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に会長1名、副会長1名を置き、会長は村長をもって充て、副会長は委員の互選とする。
- 5 会議は、会長が召集し議長となる。
- 6 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 協議会に事務局を置き、事務局は総務課が担当する。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年規則第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第22号）

この規則は、平成16年8月14日から施行する。

附 則（平成20年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の赤井川村情報連絡施設設置条例施行規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成28年規則第20号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

別記様式 略

資料 1 - 6 赤井川村火入れに関する条例

昭和 59 年 5 月 26 日
条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、赤井川村の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条の許可の手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第 2 条 森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する 7 日前までに、別紙様式第 1 号による申請書 1 通に、次の各号に掲げる書類を添え、村長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうという土地（以下「火入地」という。）及びその周辺の現況並びに防火の設備の位置を示す見取り図
 - (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
 - (3) 申請者が請負（委託）契約に基づき火入を行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し
- 2 申請者は、火入地において火入の実施を指導監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第 3 条 村長は、当該申請に係る火入が次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入の目的が、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼の恐れがないと認められること。

(許可証の交付等)

第 4 条 村長は、火入の許可をするときは、森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第 8 条から第 15 条まで及び第 16 条第 4 項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した別記様式第 2 号による許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。

- 2 村長は、火入を不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第 5 条 村長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第 21 条の規定に基づき火入の差し止め又は火入の方法若しくは期日の変更その

他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入の許可の対象期間は、1件につき7日以内とする

(許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、3ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を3ヘクタール以下に区画し、その1区間に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、村長はこれを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けたもの(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を尊重に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入が終了したとき、又は火入の許可の対象期間を経過したときは、速やかに村長の火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入の現場において、直接火入の実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入に際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入をしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅5メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については7メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入に当たっては、1回の火入の面積に応じ、次のとおり火入の作業に従事するもの(以下、「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(1) 1ヘクタールまでは15人以上

(2) 1ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積1ヘクタールにつき5名を前号の人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、刈払機、チェーンソー、消火器(水ばけつ等)等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入の跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を

火入の現場から退去させてはならない。

(火入の方法)

第13条 火入は、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入は、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入の中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入の許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入を行うに当たっては村長及び北後志消防組合消防長に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

(消防長への通知等)

第16条 村長は火入の許可を行った場合には、北後志消防組合消防長にその旨通知するものとする。

2 村長は、火入の許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実施調査をさせることができる。

3 村長は、必要と認めるときは、火入の際に当該職員を火入に立ち合わせることができる。

4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

付 則

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

資料 1 - 7 赤井川村林野火災予消防対策協議会構成機関

関係機関	森林愛護組合
後志総合振興局	日ノ出 森林愛護組合
石狩森林管理署 明治赤井川森林事務所	中 央 森林愛護組合
余市警察署 赤井川駐在所	母 沢 森林愛護組合
北後志消防組合 赤井川支署	町 内 森林愛護組合
赤井川消防団	共 栄 森林愛護組合
新おたる農業協同組合	富 田 森林愛護組合
辻木材株式会社	一池田 森林愛護組合
株式会社 木村林業	二池田 森林愛護組合
株式会社 キロロアソシエイツ	旭 丘 森林愛護組合
ようてい森林組合	一 都 森林愛護組合
小樽山菜組合	二 都 森林愛護組合
余市山菜組合	落 合 森林愛護組合
森林保全巡視員	常 盤 森林愛護組合

資料 1 - 8 林野火災予防活動交付金要領

昭和 56 年 11 月 2 日
訓令第 11 号

第 1 目 的

林野火災発生予防に関し、住民・入林者への周知徹底を図るため、また林野火災予消防対策実施要領に基づき、森林愛護組合の林野火災予防活動の実施を奨励するため、この要領を定めるところにより予算の範囲内で交付金を交付する。

第 2 交付対象活動

交付の対象となる活動は、林野火災予消防対策実施要領に定める実施期間中の予防対策のための次の活動とする。

- (1) 予防に関する周知・打合わせ会議等
- (2) 受持地域内の巡視
- (3) その他予防に関する活動

第 3 活動実績書の提出

- 1 森林愛護組合長は、実施期間終了後、指定する日までに別記第 1 号様式の活動実績書を提出しなければならない。
- 2 活動実績書を指定する日までに提出しない組合には交付金を交付しない。

第 4 交付金の交付基準

- (1) 会議割 1 回 1,000 円 2 回を限度とする。
- (2) 巡視割 1 人 400 円 10 人を限度とする。
- (3) 均等割 1 組合 5,000 円

第 5 交付金の交付決定

- 1 交付金の額は、活動実績書の内容を審査し、対象となる活動に対して交付基準に基づき、算定し、決定する。
- 2 交付の額を決定した時は、当該森林愛護組合に別記第 2 号様式をもって通知するものとする。

第 6 交付金の額の確定

- 1 森林愛護組合がこの交付金を受領した時に、この交付金の額は確定する。
- 2 特に確定通知は行わないものとする。

第 7 その他

この要領に定めるもののほか、交付金の交付に必要なことは、村長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、交付の日から施行し、昭和 56 年度分から適用する。
- 2 この要領制定以前に提出された活動実績書は、この要領に定める実績書とみなす。

森林愛護組合林野火災予防活動実績

年 月 日

赤井川村長 様

森林愛護組合長 _____ 印

年における林野火災予防活動を、下記のとおり実施したので実績書を提出します。

記

- 1 組合員数 人
- 2 活動区域 村が指定した地区
- 3 活動実績
(1) 会議等

開催月日	主 な 議 題	場 所	経 費	備 考

資料 1 - 9 赤井川村罹災見舞条例

昭和 49 年 3 月 16 日
条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、赤井川村民の相互扶助の精神に基づき、火災、水害等によつて不測の災害を受けた村民を救済し、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(支給対象者)

第 2 条 支給対象者は、赤井川村に住所を有するものとする。

(見舞金)

第 3 条 村は、第 1 条に規定する火災、水害等を受けた家屋の所有者に対し罹災見舞金を支給する。

(見舞金の額)

第 4 条 前条に規定する罹災見舞金の額は、別表に定める範囲内とする。

(支給制限)

第 5 条 罹災見舞金は、次に掲げる者には支給しない。

(1) 故意に又は重大な過失により、自ら損害を受けた者

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年条例第 4 号)

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

別表

赤井川村罹災見舞金基準額表

	事由	金額
家屋	全壊、流失、埋没、火災等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき。	100,000円
	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする割合で、当該家屋の価格の6/10以上の価格を減じたと認めたとき。	80,000円
	屋内、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価格を減じたと認めたとき。	50,000円
	下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価格を減じたと認めたとき。	30,000円
非住宅	家屋の1/2とする。(車庫等は除く。)	

※ぼやに類する程度は除く。

資料 1-10 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年12月20日
条例第39号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 村民 災害により被害を受けた当時、この村の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 村は、村民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の

規定にかかわらず、第1項の遺族のうち村長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては、500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、村長の避難の指示に従わなかつたこと、その他の特別の事情があるため村長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 村長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 村長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 村は、村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 村は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があつた場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項で定める場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者はいつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成4年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

資料 1-11 災害弔慰金の支給に関する条例施行規則

昭和49年12月23日
規則第10号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 村長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の生年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 村長は、この村の区域外で死亡した村民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 村長は、村民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 村長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 村長は、この村の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた村民に対し、負傷し、又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 村長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様

式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を村長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込み期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他村が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 村長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 村長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付け金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 村長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに保証人の連署した借用書(様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて村長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 村長は、前条の借用書と引き換えに貸付け金を交付するものとする。

第11条 村長は、借受人が貸付け金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を村長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他村長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他村長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請書」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他村長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を、村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受け人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付け金を償還することができなくなったことを証する書類

3 村長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 村長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 村長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、すみやかにその旨を村長に氏名等変更届(様式第16号)を提出

しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害から適用する。

別記様式 略

第2 防災組織

資料2-1 関係機関等の連絡先

(令和4年3月1日現在)

1. 赤井川村・北後志消防組合

(1) 庁舎等

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
赤井川村役場	赤井川村字赤井川 74-2	0135-34-6211 (FAX 34-6644)
赤井川村商工会（観光協会）	赤井川村字赤井川 83-3	0135-34-6755 (FAX 34-6614)
北後志消防組合消防本部	余市町黒川町 6 丁目 25-2	0135-23-3759 (FAX 23-7811)
赤井川支署	赤井川村字赤井川 260-2	0135-34-6033 (FAX 34-6978)
赤井川消防団第二分団	赤井川村字都 112-2	0135-34-6969

(2) 学校・要配慮者利用施設等

機 関 名	所 在 地	連 絡 先	備 考
赤井川小学校	赤井川村字赤井川 72	0135-34-6860	
都小学校	赤井川村字都 113	0135-34-6121	
赤井川中学校	赤井川村字赤井川 67	0135-34-6861	
デイサービスセンター	赤井川村字赤井川 318-1	0135-35-2000	定員 15 名／日
赤井川へき地保育所	赤井川村字赤井川 318-1	0135-34-6817	定員 40 名
グループホームアマランス	赤井川村字赤井川 409-1	0135-35-3789 0135-35-2788	1 号棟：定員 18 名 2 号棟：定員 18 名

2. 北海道

(1) 振興局等

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	
後志総合振興局			
地域創生部地域政策課	倶知安町北1条東2丁目	代 表	0136-23-1300 (内線 2191)
		ダイヤルイン	0136-23-1345
		FAX 番号	0136-22-0948
小樽建設管理部事業室事業課	小樽市朝里川温泉2丁目745	0134-54-7670	
小樽建設管理部事業室治水課(防災係)	小樽市奥沢1丁目21-1	0134-25-2483	
保健環境部余市地域保健支所	余市町朝日町12	0135-23-3104	
産業振興部林務課(林務係)	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1381	
後志家畜保健衛生所	倶知安町旭15	0136-22-2010	
後志農業改良普及センター北後志支所	余市町朝日町11-1	0135-22-5135	
後志教育局(総務係)	倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎3階	0136-23-1976	

(2) 危機対策局

部名	局課名	グループ名	所 在 地	電 話 番 号		FAX 番号
				代表(内線)	ダイヤルイン	
総務部	危機対策局 危機対策課	危機調整 グループ	札幌市中央 区北3条西 6丁目	011-231-4111	011-204-5007	011-231-4314 011-251-6242
				内線 22-552		
				内線 22-561		
		内線 22-554		011-204-5008		
		内線 22-568				
		内線 22-555		011-204-5009		
	内線 22-576					
	危機対策局 原子力安全対策課	企画防災 グループ		内線 22-852	011-204-5011	011-232-1101
内線 22-861						
危機対策局	休日・夜間 (当直室)	内線 22-586	011-231-3398	011-231-3402		

(3) 防災航空室

部名	課名	室名	所 在 地	電話番号	FAX 番号
総務部	危機対策課	防災航空室	札幌市東区栄町964番地	011-782-3233	011-782-3234

3. 北海道警察

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道警察本部(警備課 災害第一係)	札幌市中央区北2条西7丁目	011-251-0110 (内線 5722)
札幌方面余市警察署	余市町朝日町27	0135-22-0110
赤井川駐在所	赤井川村字赤井川84-68	0135-34-6110

4. 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
北海道開発局小樽開発建設部 防災対策官	小樽市潮見台 1 丁目 15-5	0134-23-5119
小樽道路事務所	小樽市長橋 4 丁目 14-34	0134-22-9116
北海道総合通信局 防災対策推進室	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎	011-747-6451
北海道農政事務所	札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 エムズ南 22 条ビル	011-330-8801
北海道森林管理局石狩森林管理署 明治赤井川森林事務所	赤井川村字都 113	0135-34-6263
札幌管区气象台	札幌市中央区北 2 条西 18-2	011-611-6124
北海道労働局小樽労働基準監督署	小樽市港町 5-2 小樽地方合同庁舎 3F	0138-33-7651
北海道運輸局札幌運輸支局 (輸送・監査担当)	札幌市東区北 28 条東 1 丁目	011-731-7167
北海道財務局小樽出張所	小樽市港町 5-2	0134-23-4103
北海道地方環境事務所	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎 3F	011-299-1950

5. 自衛隊

(1) 陸上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
北部方面総監	防衛部運用室	札幌市中央区南 26 条西 10 丁目	011-511-7116 内線 2574~2576
第 11 旅団長 (第 11 旅司令部)	第 3 部防衛班	札幌市南区真駒内 17 番地内	011-581-3191 内線 2136(当直 2300)

(2) 海上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
大湊地方総監	防衛部 3 室	青森県むつ市大湊町 4-1	0175-24-1111 内線 2224(当直 2222)
函館基地隊司令	警備科	函館市大町 10-3	0138-23-4241 内線 224(当直 300)

(3) 航空自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
北部航空方面隊司令	防衛部	青森県三沢市後久保 125-7	0176-53-4121 内線 2353(当直 3901)
第 2 航空団司令	防衛部	千歳市平和無番地	0123-23-3101 内線 2231(当直 3800)

6. 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便(株)北海道支社総務人事部危機管理担当	札幌市中央区北2条西4丁目3	011-214-4000
赤井川郵便局	赤井川村字赤井川 84-26	0135-34-6600
都郵便局	赤井川村都 87-18	0135-34-6500
東日本電信電話(株)北海道事業部災害対策室	札幌市中央区北1条西4丁目2-4	011-212-4466
北海道電力(株) 送配電カンパニー余市ネットワークセンター	余市町大川町 13 丁目 1	0135-23-2161
日本赤十字社北海道支部赤井川村分区	赤井川村赤井川 74-2	0135-35-2050
日本放送協会札幌放送局	札幌市中央区大通西1丁目1	011-221-5077

7. 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人余市医師会	余市町黒川町 7 丁目 13 倫仁会 小嶋内科 (内)	0135-23-3232
後志歯科医師会	余市町大川町 8 丁目 40-1 医療法人社団 ねりあい歯科医院内	0135-23-2633
一般社団法人北海道LPガス協会小樽支部	小樽市稲穂 2 丁目 22-4	0134-25-2361
社会福祉法人北海道社会福祉協議会	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道社会福祉総合センター「かでの2・7」	011-241-3976

8. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
新おたる農業協同組合	仁木町北町 3 丁目 4-2	0135-32-2428
ようてい森林組合	京極町春日 170	0136-42-2211
北しりべし広域クリーンセンター	小樽市桃内 2 丁目 111-2	0134-28-3753
北後志衛生施設組合	余市町栄町 150	0135-22-4489
赤井川村商工会	赤井川村字赤井川 83-3	0135-34-6755
社会福祉法人赤井川村社会福祉協議会	赤井川村赤井川 318-1	0135-34-6068

9. 近隣市町村

市町村名	課名	係名	住所	電話番号	FAX 番号
余市町	地域協働推進課	防災係	余市町朝日町 26	0135-21-2142	0135-21-2144
古平町	企画課	防災対策係	古平町大字浜町 40-4	0135-42-2181	0135-42-3583
積丹町	総務課	主査	積丹町大字美国町字船潤 48-5	0135-44-2112	0135-44-2125
仁木町	企画課	情報防災係	仁木町西町 1 丁目 36-1	0135-32-3953	0135-32-2700

資料 2 - 2 災害応援協定

(令和 4 年 3 月 1 日現在)

協定名	協定締結先	協定の概要
北海道広域消防相互応援協定 (平成 3 年 4 月 1 日)	北海道内の市町村 消防の一部事務組合	○陸上応援（消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊） ○航空応援（航空隊による応援）
北海道消防防災ヘリコプター応援協定 (平成 8 年 6 月 25 日)	北海道 北海道内の市町村 消防の一部事務組合	○消防防災業務 ○災害応急対策活動 ○救急活動 ○救助活動 ○火災防御活動 ○その他の防災活動
日本水道協会北海道支部道央地区協議会災害時相互応援に関する協定 (平成 11 年 1 月 1 日)	北海道地方支部 道央地区	○応急給水作業 ○応急復旧作業 ○応急復旧用資機材の提供 ○工事業者のあっせん ○その他
災害等の発生時における赤井川村と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定 (平成 23 年 8 月 10 日)	北海道エルピーガス災害対策協議会	○被災場所における L P ガスの被害状況及び復旧状況の情報提供 ○被災場所における応急措置及び復旧工事 ○避難場所等への L P ガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事 ○ L P ガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配 ○大規模災害現場における L P ガス設備の撤去等の安全対策
災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書 (平成 23 年 12 月 6 日)	北海道コカ・コーラボトリング(株)	○電光掲示板による行政情報、災害情報、気象情報等の提供 ○災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
災害時協力協定書 (平成 24 年 10 月 1 日)	一般社団法人北海道電気保安協会	○公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動 ○公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書 (平成 24 年 12 月 1 日)	(株)共成レンテム	○保有機材の優先供給及び運搬に対する協力

協定名	協定締結先	協定の概要
災害時の応援に関する協定 (平成26年3月28日)	財務省北海道財務局 北海道 北海道内の市町村	○避難施設運営補助 ○災害ボランティア及び支援物資等の受付事務 ○有価物の分別等作業 ○り災証明書申請受付及び発行に関する事務 ○り災建物判定にかかる現地調査補助 ○災害応急対策に関する事務及び作業
大規模災害時等の連携に関する協定書 (平成27年1月23日)	陸上自衛隊第11旅団第11特科隊 小樽市・積丹町・古平町・仁木町・余市町	○相互に連携し、迅速かつ絵かつに災害応急対策を行い、住民の安全を確保
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 (平成27年3月31日)	北海道 道内179市町村	○食料、生活必需品等及びその供給に必要な資機材の提供 ○被災者の救出、医療及び防疫等に関する提供 ○災害応急対策活動に必要な職員の派遣
災害発生時における赤井川村内郵便局と赤井川村との協力に関する協定 (平成27年6月17日)	赤井川村内郵便局	○情報の相互交換 ○広報活動
災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書 (平成28年3月28日)	札幌地区トラック協会北後志支部 積丹町・古平町・仁木町・余市町	○必要な物資の緊急・救援輸送に関する提供
災害時における協力体制に関する協定書 (平成29年9月13日)	キロロホールディングス(株) (株)キロロホテルズ (株)キロロアソシエイツ	○避難所として、施設及び敷地の提供 ○避難者に対する飲料水、食事及び寝具の提供 ○復旧活動におけるホテル施設等の提供
赤井川村における災害時の協力体制に関する実施協定 (令和2年2月1日)	赤井川建設協会	○災害時の公共施設等の被害調査、災害応急対策等の実施

協定名	協定締結先	協定の概要
大規模災害時における相互協力に関する基本協定 (令和3年7月30日)	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	○停電情報等の必要情報の共有 ○自組織で対応が困難な場合は、資材・資機材などの可能な範囲で相互協力を行う。
ヤマト運輸株式会社包括連携協定 (令和3年8月16日)	ヤマト運輸株式会社	○災害時における物資輸送。物資拠点に関すること ○イベント等における交流、連携に関すること

資料 2 - 3 協力団体等

(令和 4 年 3 月 1 日現在)

団 体 名	事 務 局	電 話
赤井川村社会福祉協議会	—	0135-34-6068
日本赤十字社赤井川奉仕団	保健福祉課	0135-35-2050
食生活改善推進委員会		0135-34-6211
保健推進員協議会		(内線 70)
赤井川村畑かん用水施設維持管理組合	産業課	0135-34-6211

第3 災害履歴、気象、震度階級等

資料3-1 赤井川村災害履歴

(令和4年3月1日現在)

時期	種別	被害状況
昭和2年	火災	落合特別教授場焼失
昭和19年	火災	明治地区火災 罹災12戸
昭和29年9月26日	台風第15号	家屋倒壊99戸 半壊136戸 森林被害甚大 本村に災害救助法適用
昭和34年	火災	本念寺全焼
昭和36年7月 24~26日	集中豪雨 (石狩、空知)	家屋浸水25戸 道路決壊6箇所 橋梁流失3箇所 護岸決壊15箇所 救助法適用6市23町村
昭和37年8月 2~6日	台風第9号・ 第10号	家屋流失3戸 浸水家屋128戸 道路決壊3箇所 橋梁流失8箇所 護岸決壊42箇所 田畑流失埋没18.4ha 田畑冠水977ha、 がけ崩れ9箇所 農業施設被害5箇所 被害金額 216,212千円 災害救助法適用9市26町村
昭和39年6月 3~4日	集中豪雨	床下浸水家屋5戸 道路決壊4箇所 橋梁流失2箇所 護岸決壊9箇所 田畑流失埋没2.7ha 田畑冠水17.3ha がけ崩れ9箇所 農業施設被害3箇所 被害金額 21,905千円
昭和39年	低温長雨、降霜	農作物被害38,245千円
昭和40年	台風第14号	河岸決壊3箇所 道路決壊4箇所 橋梁被害2箇所
昭和41年	火災	市街地火災 19棟27世帯93人
昭和42年	融雪災害	床上浸水8棟9戸 床下浸水23棟25戸
昭和46年	火災	住宅2棟 死者1名
昭和49年	山火事	余市岳火災発生 焼失面積4ha
昭和55年4月6日	水害	落合、都地区
平成5年7月12日	平成5年(1993年) 南西沖地震	土木被害1,250千円 小樽震度5 倶知安震度4
平成12年9月28日	水害	都地区床下浸水
平成13年5月15日 5月29日	林野火災	常盤 原野8a 日の出 原野8a
平成14年5月3日	林野火災	曲川 原野10a
平成16年9月8日	台風第18号	農業被害 46,059千円 林業被害33箇所 13,036千円 商工被害6件
平成19年4月30日	林野火災	池田 原野31a

資料 3-2 気象等に関する警報・注意報発表基準

(令和 2 年 8 月 6 日現在)

発表官署 札幌管区気象台

種類		発表基準		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 10	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 133	
	洪水	流域雨量指数基準	余市川流域=24.5、赤井川流域=8.4、池田川流域=5.9	
		複合基準*	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm	
	波浪	有義波高	—	
高潮	潮位	—		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	82	
	洪水	流域雨量指数基準	余市川流域=20.4、赤井川流域=6.7、池田川流域=4.7	
		複合基準*	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm	
	波浪	有義波高	—	
	高潮	潮位	—	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	70mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧	視程	200m	
	乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%		
	なだれ	① 24 時間降雪の深さが 30cm 以上 ② 積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上		
	低温	5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い		
	霜	最低気温 3℃以下		
着氷	—			
着雪	気温 0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続			

※ 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

(注)

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1 km 四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1 km 四方毎の基準値については、
別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、
別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、
別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

資料 3-3 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 気象庁)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用

(注) 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある [※] 。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間が掛かることがある。

- ※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつろい状態となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

- ※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

第4 災害危険区域等

資料4-1 重要水防箇所

(令和4年3月1日現在)

No.	水系名	河川名	右・左岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要水防 区域延長	重要度※	築堤 有・無	備考
				地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
1	余市川	余市川	右岸	都	(道)大正橋	28.70	都	(国)金橋から 0.10km 上流	30.60	1.90	B	有	樋門
2	余市川	赤井川	左岸	都	余市川との合流点	0.00	都	余市川との合流点 から 0.20km 上流	0.20	0.20	B	有	樋門
3	余市川	赤井川	左岸	富田	(村)富田橋から 0.05km 下流	3.75	赤井川	(村)寿橋から 0.10km 下流	4.65	0.90	B	有	樋門
4	余市川	赤井川	右岸	旭丘	(道)赤井川橋	1.75	赤井川	(村)母沢橋から 0.05km 上流	5.25	3.50	B	有	樋門

(注) 道指定：本村に国指定の重要水防箇所は該当なし

※重要度B：水防上重要な区間（計画高水位が現況堤防の計画余裕高外となる箇所など）

資料 4 - 2 土砂災害危険箇所等

(令和 3 年 12 月 1 日現在)

1. 土石流危険渓流

No.	図番号	渓流番号	渓流域名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	現象名	指定年月日
1	土 001	I-11-0790	常盤 2 の沢川	○	—	土石流	H28. 12. 16
2	土 002	I-11-0800	常盤 3 の沢川	○	○	土石流	H28. 12. 16
3	土 003	II-11-0730	上池田川左沢川	○	—	土石流	H28. 12. 16
4	土 004	II-11-0740	妹尾の沢川	○	—	土石流	H31. 3. 29
5	土 005	II-11-0750	都 1 の沢川	○	○	土石流	H31. 3. 29
6	土 006	II-11-0760	都 2 の沢川	○	—	土石流	H31. 3. 29
7	土 007	II-11-0770	落合の沢川	○	○	土石流	H28. 12. 16
8	土 008	II-11-0800	常盤 3 の沢川	○	○	土石流	H28. 12. 16
9	土 009	II-11-0810	朝里沢川左沢川	○	○	土石流	H28. 12. 16
10	土 010	II-11-0820	盤の沢川	○	—	土石流	H28. 12. 16
11	土 011	II-11-0830	火薬庫の川	○	○	土石流	H31. 3. 29
12	土 012	II-11-0840	工藤の沢川左沢川	○	—	土石流	H31. 3. 29

2. 急傾斜地崩壊危険箇所（雪崩危険箇所）

No.	図番号	溪流番号	渓流域名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	現象名	指定年月日
1	急 001 (雪 001)	I-1-271-808 (I-1622)	赤井川常盤	○	○	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 16
2	急 002 (雪 002)	I-1-272-809 (I-1623)	赤井川都 1	○	○	急傾斜地の崩壊	H31. 3. 29
3	急 003 (雪 003)	II-1-86-639	赤井川都 2	○	○	急傾斜地の崩壊	H31. 3. 29
4	急 004 (雪 004)	II-1-87-640	赤井川尾根山	○	○	急傾斜地の崩壊	H31. 3. 29

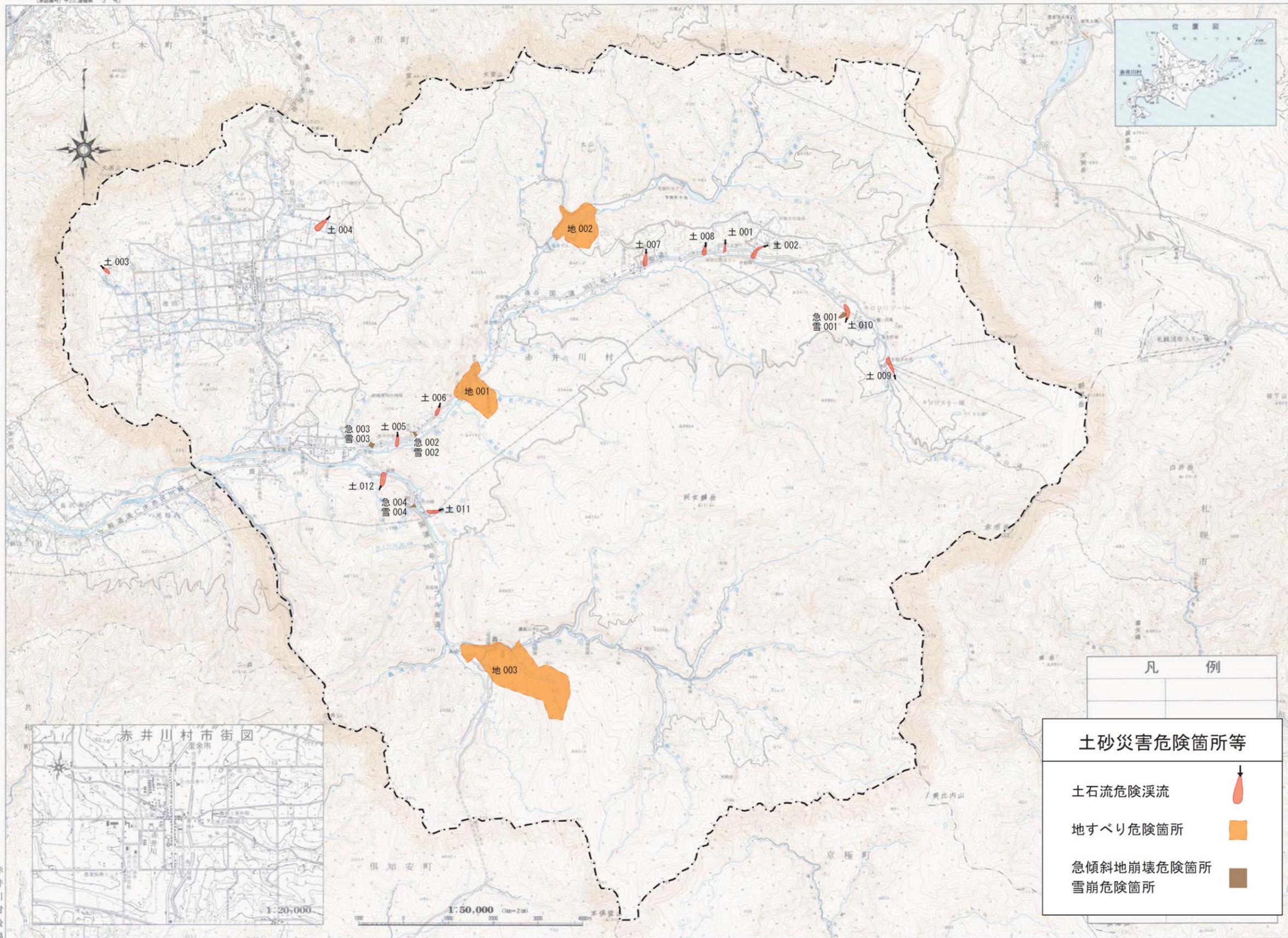
(注) 箇所番号の () は雪崩危険箇所の番号

3. 地すべり危険箇所

No.	図番号	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	現象名	指定年月日
1	地 001	1-19-84	ポン賀老の沢	○		地すべり	R2. 2. 12
2	地 003	1-21-86	轟	○		地すべり	R3. 3. 16

赤井川村管内図

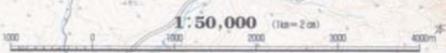
この地図は国土院のデータを基に作成されたものであり、
 1万分の1地形図を複製したものである。
 (承認番号) 平22-測地第 3 号



凡 例	

土砂災害危険箇所等

- 土石流危険溪流
- 地すべり危険箇所
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 雪崩危険箇所



北海道地図株式会社札幌支店
 電話 (011) 818-1400

資料 4 - 3 山地災害危険地区

(令和 4 年 3 月 1 日現在)

1. 山腹崩壊危険地区

危険地区番号	保安林等				面積 (ha)		治山事業進捗状況	位置	被災危険度 ※2	山腹崩壊危険度 ※1
	指定年月日	保安林種	指定区域面積	危険地区の危険度判定※3	調査地区	危険地区		字		
409	1		無	B	4	1	無	都	a2	c1

(注) 山腹崩壊危険地区の危険度判定については、「山腹崩壊危険地区調査実施要領」に基づき、山腹崩壊危険地区と判定した調査対象地区について、「山腹崩壊危険度」と「被災危険度」を判定したのち、この判定結果に基づき、「山腹崩壊危険地区の危険度判定表」により、山腹崩壊危険地区の危険度を判定したものである。

※1 山腹崩壊危険度判定表

危険度	危険度点数が最高点のメッシュの点数
a1	180 点以上
b1	140 点以上 180 点未満
c1	100 点以上 140 点未満

※2 被災危険度判定表

危険度	公共施設等の種類及び数量
a2	公用若しくは公共用施設（道路を除く。）又は 10 戸以上の人家がある場合
b2	5 戸以上 10 戸未満の人家がある場合
c2	5 戸未満の人家又は道路がある場合

※3 山腹崩壊危険地区の危険度判定表

危険度	危険度点数
A	a1-a2、a1-b2、b1-a2
B	a1-c2、b1-b2、c1-a2
C	b1-c2、c1-c2、c1-b2

2. 崩壊土砂流出危険

危険 地区 番号	保安林等					面積 (ha)	治山事 業進捗 状況	位置	被災 危険度 ※2	崩壊土 砂流出 危険度 ※1	
	保安 林種	地す べり 防止	他の 法令 等の 指定	荒廃 状況	危険地 区の危 険度判 定※3			字			
409	1		無		無	B	2.08	無	曲川	a2	c1
409	2		無		無	B	3.88	無	曲川	a2	c1
409	3	土流	無		無	B	1.95	一部概成	曲川	a2	c1
409	4	土流	無		無	C	6.30	一部概成	曲川	c2	b1
409	5	土流	無		無	B	21.60	一部概成	明治	b2	b1
409	6	土流	無		無	C	17.70	一部概成	明治	b2	c1
409	7		無		無	B	0.00	無	明治	a2	c1
409	8		無		無	C	17.70	無	明治	c2	c1
409	9	土流	無		無	A	10.23	無	明治	a2	b1
409	10		無		有	B	47.10	無	落合	b2	b1
409	11		無		無	B	40.20	無	落合	a2	c1
409	12		無		無	C	4.50	無	落合	b2	c1
409	13		無		無	C	1.98	無	落合	b2	c1
409	14		無		無	B	11.70	無	落合	a2	c1
409	15		無		無	B	28.83	無	落合	a2	c1
409	16		無		無	B	12.30	無	落合	a2	c1
409	17		無		無	B	6.90	無	常盤	a2	c1
409	18		無		無	C	36.60	無	常盤	b2	c1
409	19		無		無	C	38.70	無	落合	c2	b1
409	20		無		無	C	11.40	無	落合	c2	c1
409	21		無		無	C	31.50	無	落合	c2	c1
409	22		無		無	C	35.40	無	落合	c2	b1
409	23		無		無	C	10.20	無	落合	c2	c1
409	24		無		有	C	88.20	無	落合	b2	c1
409	25		無		無	B	6.00	無	都	a2	c1
409	26		無		無	B	0.00	無	富田	a2	c1
409	27		無		無	B	8.40	無	富田	a2	c1
409	28		無		無	B	53.10	無	富田	a2	c1
409	29		無		無	C	10.56	無	富田	c2	c1
409	30		無		無	A	75.60	一部概成	山梨	a2	b1
409	31	水源	無		無	A	5.70	無	山梨	a2	b1
409	32		無		無	A	11.55	無	山梨	a2	a1
409	33		無		無	A	24.79	無	日ノ出	a2	a1
409	34		無		無	A	53.40	無	池田	a2	a1
409	35	土流	無		無	B	28.80	一部概成	池田	a2	c1
409	36	土流	無		無	A	44.40	一部概成	池田	a2	a1
409	37		無		無	B	27.30	無	池田	a2	c1
409	38		無		無	A	63.60	無	池田	a2	a1

危険地区番号	保安林等					面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置	被災危険度 ※2	崩壊土砂流出危険度 ※1	
	保安林種	地すべり防止	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度判定※3			字			
409	39		無		無	A	32.10	無	池田	a2	a1
409	40		無		無	A	6.30	無	旭丘	a2	b1
409	41		無		無	A	27.90	無	旭丘	a2	c1
409	42		無		無	A	1.01	無	明治	b2	a1
409	43		無		無	B	30.60	既成	池田	c2	a1
409	44		無		無	C	15.00	既成	池田	c2	c1
409	45		無		無し	C	25.20	既成	落合	b2	c1

- (注) ①崩壊土砂流出危険地区の危険度判定については、「崩壊土砂流出危険地区調査実施要領」に基づき、崩壊土砂流出危険地区と判定された調査対象区について、「崩壊土砂流出危険度」を判定する。
- ②前記①の調査によって、山腹崩壊危険度又は地すべり危険度を判定した結果、溪流の出口に最も近い位置で、c1以上の危険度を持つメッシュ又は地すべりが存在する直下の溪流の地点から2km以内にある公共施設等の種類及び数量を用いて「被災危険度判定表」により被災危険度を判定する。
- ③前記①及び②の判定結果及び「崩壊土砂流出危険地区の危険度判定表」により、崩壊土砂流出危険地区の危険度を判定したものである。

※1 崩壊土砂流出危険度判定表

危険度	危険度点数が最高点のメッシュの点数
a1	140 点以上
b1	120 点以上 140 点未満
c1	140 点以上 120 点未満

※2 被災危険度判定表

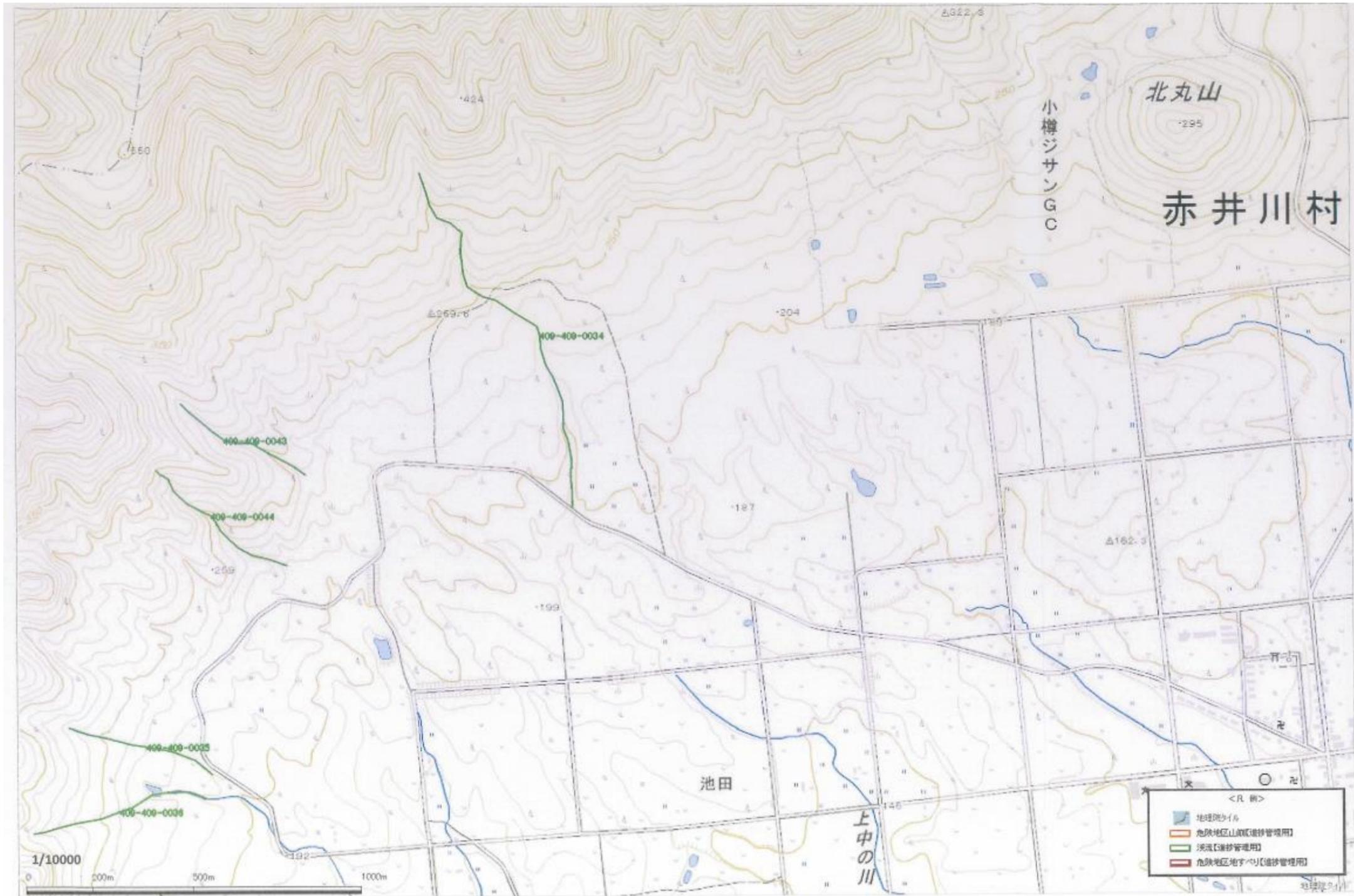
危険度	公共施設等の種類及び数量
a2	公用若しくは公共用施設（道路を除く。）又は10戸以上の人家がある場合
b2	5戸以上10戸未満の人家がある場合
c2	5戸未満の人家又は道路がある場合

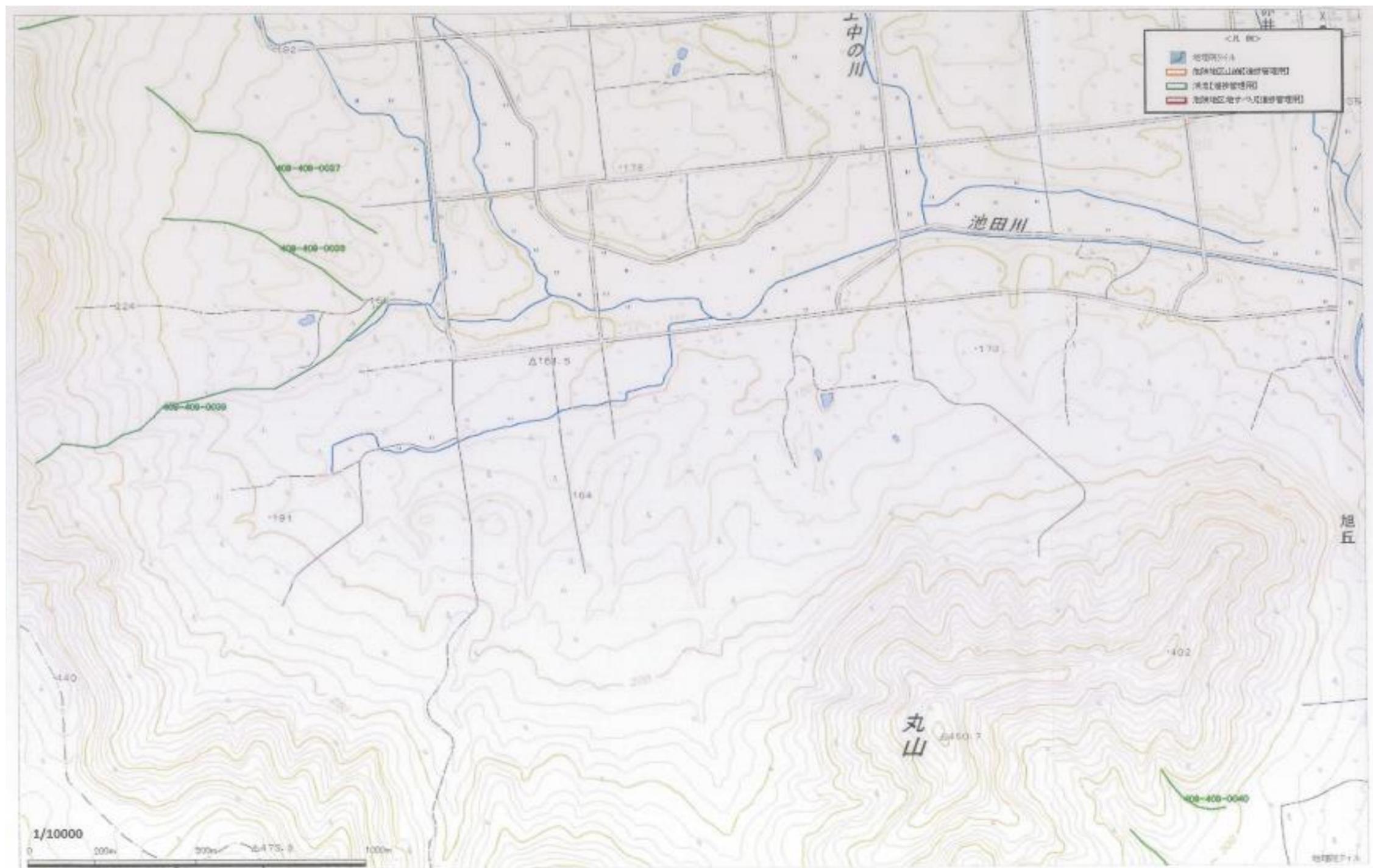
※3 崩壊土砂流出危険地区の危険度判定表

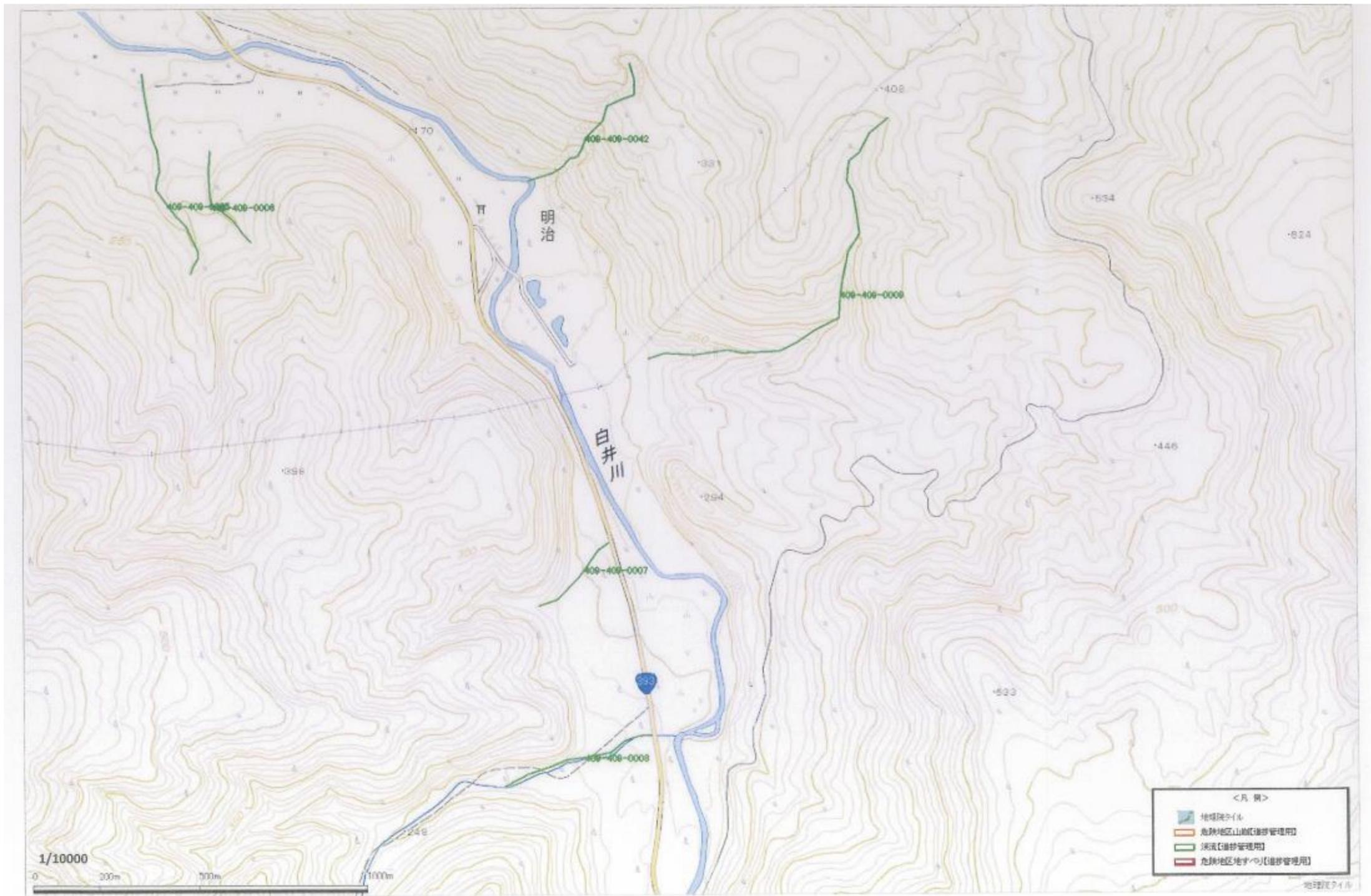
危険度	危険度点数
A	a1-a2、a1-b2、b1-a2
B	a1-c2、b1-b2、c1-a2
C	b1-c2、c1-c2、c1-b2

治山災害危険地区図

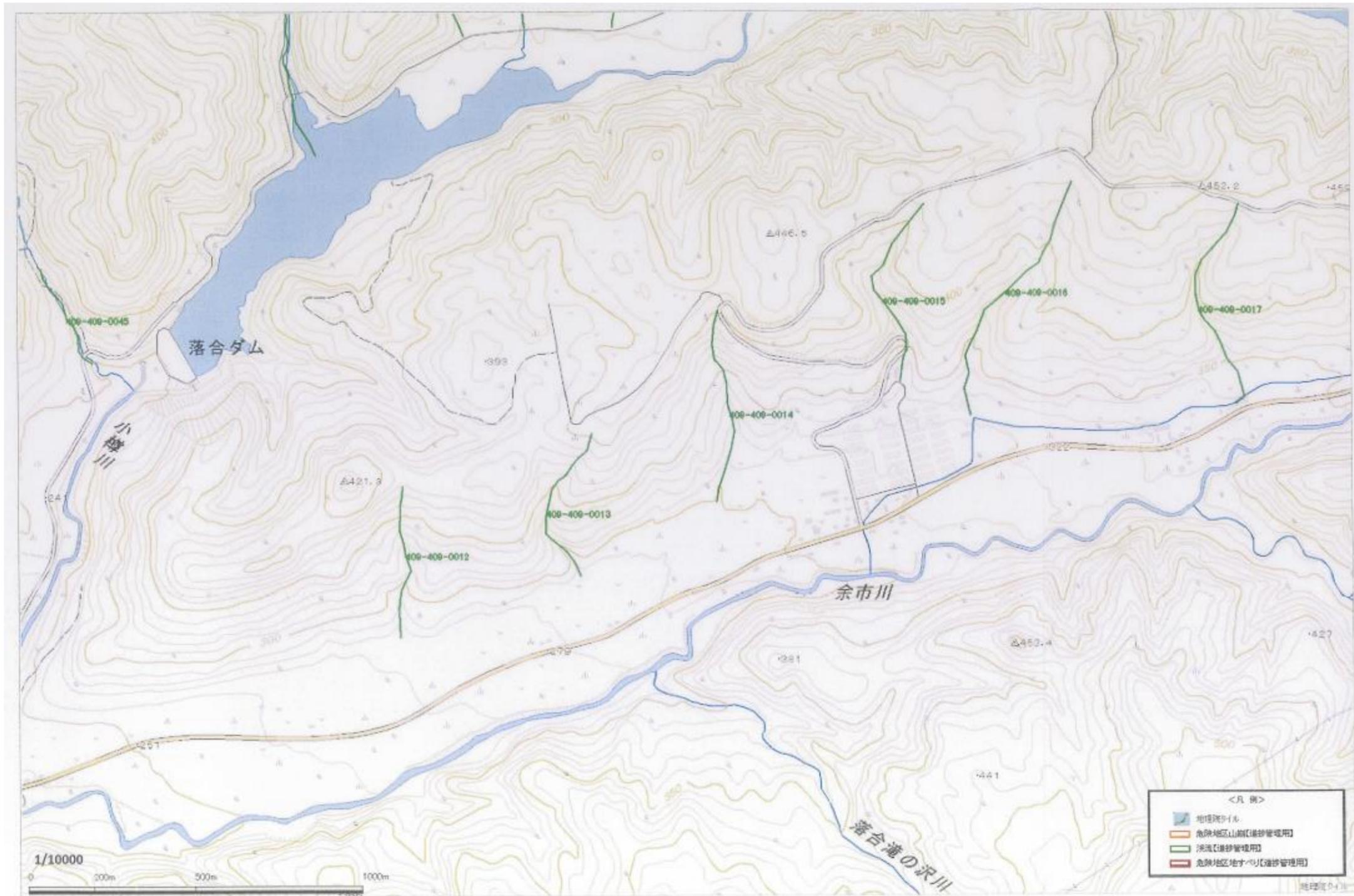


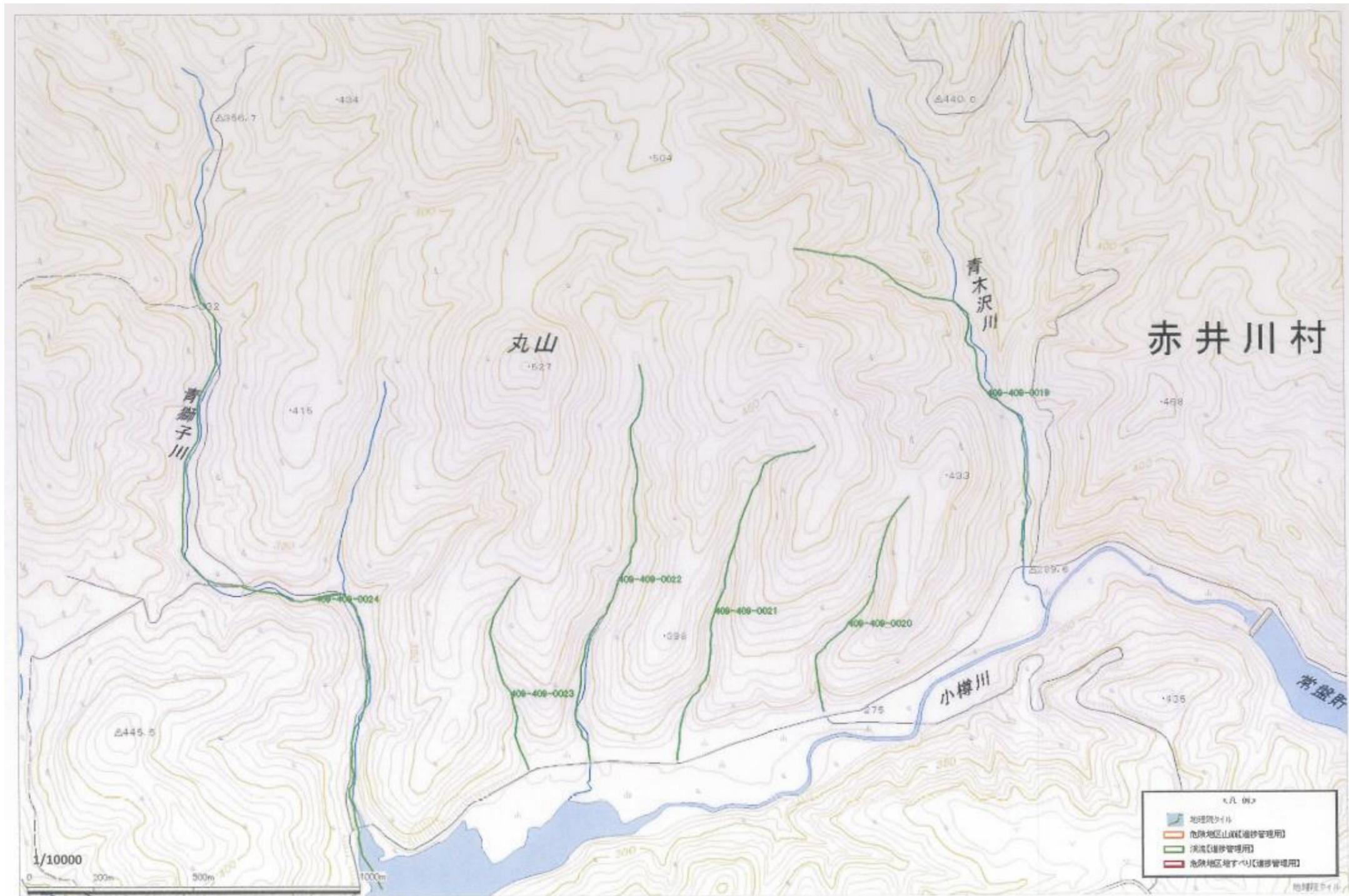


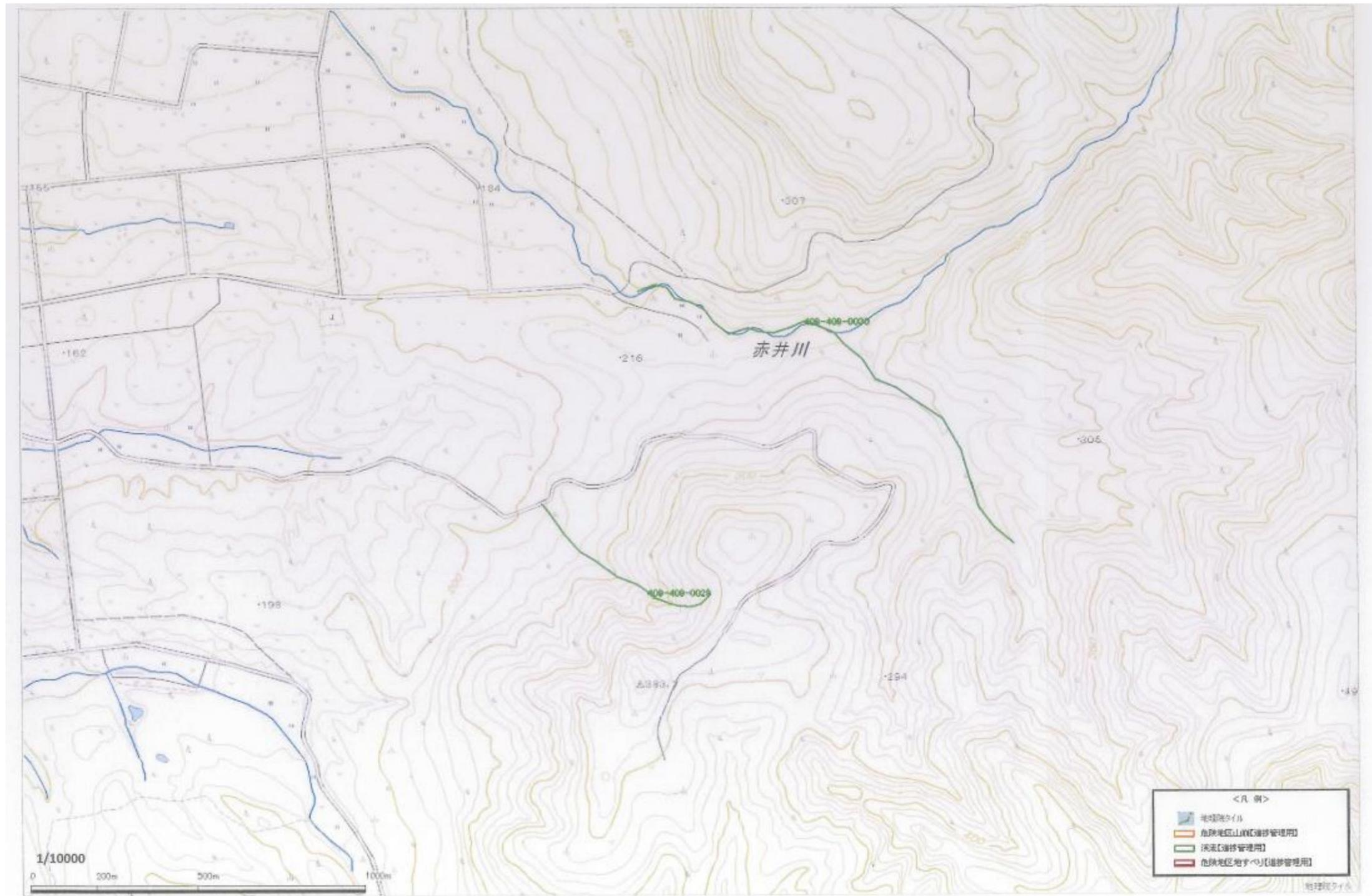


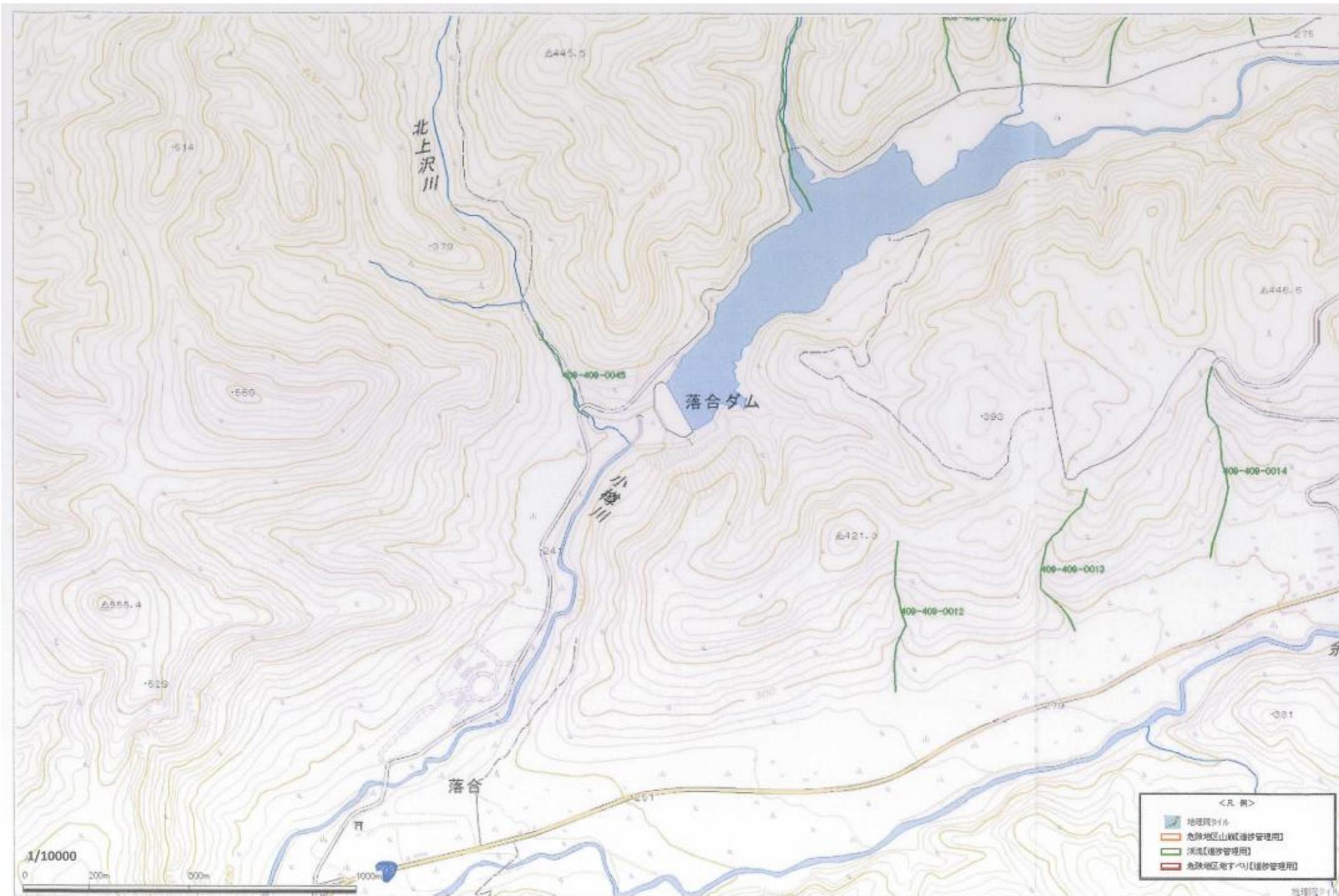












資料 1 - 4 - 4 危険物施設一覧

(令和 3 年 12 月 1 日現在)

No.	施設	名称	所在地	設置者	設置者の住所	貯蔵品名数量	タンク数 数量	設置年月日
1	地下タンク	—	〒046-0511 字日ノ出 143-2	(株)ブルー キャピタルマ ネジメント	〒107-0052 東京都港区赤坂 2 丁目 16-19	第 3 重油 7,000ℓ	1 7,000 ℓ	1987 年 6 月
2	給油 (自家用)					第 1 ガソリン 597ℓ	簡易タンク	1992 年 9 月
3	屋内貯蔵					第 1 ガソリン 400ℓ 第 2 軽油 400ℓ	ドラム缶 4	1990 年 4 月
4	給油 (自家用)	辻木材(株) 0135-34-6011	〒046-0501 字赤井川 405	辻木材(株)	〒006-0050 札幌市手稲区星置南 1 丁目 15 号 011-683-2441	第 1 ガソリン 7,000ℓ 第 2 軽油 33,000ℓ	1	2015 年 4 月
5	移動					第 2 灯油 2,000ℓ 第 2 軽油 1,000ℓ	2 3,000ℓ	2015 年 9 月
6	移動					第 2 軽油 2,000ℓ 第 2 重油 1,500ℓ	2 3,500ℓ	2021 年 11 月
7	一般 (充てん)	木村燃料店 0135-34-6638	字赤井川 278 番地 1	木村燃料店	〒046-0501 字赤井川 278-1 0135-34-6638	第 2 灯油 19,200ℓ	2 9,600ℓ×2	1995 年 6 月
8	移動					第 2 灯油 2,000ℓ 第 2 軽油 1,750ℓ	3,750ℓ 中仕切有り	2017 年 3 月
9	給取	新おたる農業協同組合 赤井川給油所	字赤井川 283	新おたる農業 協同組合	〒048-2405 仁木町北町 3 丁目 4 0135-32-2428	第 1 ガソリン 25,000ℓ 第 2 軽油 12,000ℓ 第 2 灯油 8,000ℓ 第 4 オイル累 1,100ℓ	2 (25,000ℓ) (12,000ℓ 8000ℓ)	2015 年 9 月
10	地下	デイサービスセンター 0135-35-2000	〒046-0501 字赤井川 318-1	赤井川村長	〒046-0501 字赤井川 74 番地 2 0135-34-6211	第 3A 重油 4,000ℓ	1 4,000ℓ	1995 年 10 月
11	地下	健康支援センター 0135-35-2050	〒046-0501 字赤井川 318-1			第 3 灯油 4,000ℓ	1 4,000ℓ	2001 年 9 月
12	屋外					第 2 軽油 1,900ℓ	2 950ℓ	2021 年 3 月
13	一般 (階層住宅)	赤井川村立 赤井川小学校 0135-34-6860	〒046-0501 字赤井川 72-4			第 2 灯油 4,000ℓ	1 4,000ℓ	1994 年 9 月
14	一般 (階層住宅)	赤井川村立 赤井川中学校 0135-34-6861	046-0501 字赤井川 67			第 2 灯油 5,000ℓ	1 5,000ℓ	1991 年 11 月
15	一般 (階層住宅)	赤井川村立 都小学校 0135-34-6121	〒046-0541 字都 113	第 2 灯油 3,000ℓ	1 3,000ℓ	1993 年 4 月		

No.	施設	名称	所在地	設置者	設置者の住所	貯蔵品名数量	タンク数 数量	設置年月日
16	地下タンク 貯蔵所	武蔵野学院 キロロレジデンス 0135-34-6161	〒046-0561 字落合 356-2	キロロリゾート ホールディングス株式 会社	〒046-0571 余市郡赤井川村字常盤 128 番地 9 0135-34-3127	第 3 重油 10,000ℓ	1 10,000ℓ	1994年11月
17	屋内タンク 貯蔵所	北後志消防組合 赤井川支署 0135-34-6033	〒046-0501 字赤井川 260-2	北後志消防組 合	〒046-0003 余市町黒川町 6 丁目 25 番地 2 0135-23-3759	第 2 灯油 2,000ℓ	1 2,000ℓ (屋内タンク)	1996年11月
18	地下	北海道喜洋洋ゴルフリゾート クラブハウス 0135-34-7070	〒046-0532 字富田 147	(株) 北海道 喜洋洋ゴルフ リゾート 代表取締役 朱 建国	〒046-0532 字富田 147 番地 0135-34-7070	第 3 重油 15,000ℓ	1	1992年11月 ^{※1}
19	給油 (簡易タンク)					第 1 ガソリン 597ℓ	1	1993年5月 ^{※1}
20	給油取扱所	北海道喜洋洋ゴルフリゾート 管理棟 (管理棟事務所) 0135-34-7077	〒046-0532 字富田 90-1 字富田 88	(株) 北海道 喜洋洋ゴルフ リゾート 代表取締役 朱 建国	〒046-0532 字富田 147 番地 0135-34-7070	簡易第 1 ガソリン 597ℓ	1 (仕切有) 9,600ℓ	1992年4月 ^{※1}
21	屋内貯蔵所					第 1 ガソリン 4,437ℓ		
22	地下タンク 貯蔵所	しらかば第 2 寮 0135-34-7440	〒046-0571 字常盤 191-1	株式会社 New KRH	〒046-0571 字常盤 128 番地 1 0135-34-3127 (施設課)	第 3 重油 10,000ℓ	1 10,000ℓ	1992年7月
23	地下タンク 貯蔵所	ビレッジピピコロ 0135-35-0571	〒046-0571 字常盤 57-1			第 3 重油 10,000ℓ	1 10,000ℓ	1991年6月
24	給油取扱所	スノーモービル給油所 (レクリエーションセンター) 0135-35-	〒046-0571 字常盤 370-20			第 1 ガソリン 3,000ℓ	1	1991年3月
25	給油取扱所	長峰給油所 (合休舎) 0135-35-	〒046-0571 字常盤 650 地先			第 2 軽油 2,000ℓ	5,000ℓ	1991年3月
26	給油取扱所	余市プラザ給油所	〒046-0571 字常盤 650 地先			第 1 ガソリン 574ℓ	1 10,000ℓ	1991年3月
27	屋内タンク 貯蔵所	朝里屋内タンク貯蔵所 0135-35-	〒046-0571 字常盤余市事業区内			第 2 軽油 28,800ℓ	3 9,600ℓ×3	1991年9月 ^{※2}
								第 2 灯油 20,000ℓ

※1 2017年12月から休止中

※2 休止中

(資料提供：北後志消防組合赤井川支署)

第5 通信・輸送

資料5-1 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

- (1) 災害情報
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。
- (2) 被害状況報告
被害状況報告は、次の区分により行うものとする。
ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。
 - ア 速報
被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。
 - イ 中間報告
被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。
なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。
ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。
 - ウ 最終報告
応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。
- (3) その他の報告
災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。
総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報											
報告日時	月	日	時	分現在	発受信日時	月	日	時	分		
発信機関 (総合振興局・ 市町村名等)					受信機関 (総合振興局・ 市町村名等)						
発信者 (職・氏名)					受信者 (職・氏名)						
発生場所											
発生日時		月	日	時	分	災害の原因					
気 象 等 の 状 況	雨	量									
	河川	水位									
	潮位	波高									
	風	速									
	そ	の他									
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道	路									
	鉄	道									
	電	話									
	水	道 (飲料水)									
	電	気 そ の 他									
(1) 災害対策本部等 の設置状況		(名 称)			(設置日時)			月	日	時	分設置
		(名 称)			(設置日時)			月	日	時	分設置
(2) 災害救助法の適 用状況	地区名		被害棟数		罹災世帯		罹災人数				
	(救助実施内容)										

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関（市町村）名				受信	機関（市町村）名			
	職・氏名					職・氏名			
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分	
項 目		件数等	被害金額 (千円)	項 目		件数等	被害金額 (千円)		
① 人的被害	死 者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	河 川	箇所			
	行 方 不 明	人			海 岸	箇所			
	重 傷	人			砂防設備	箇所			
	軽 傷	人			地すべり	箇所			
計	人		急傾斜地		箇所				
② 住家被害	全 壊	棟			道 路	箇所			
		世帯			橋 梁	箇所			
	半 壊	棟			小 計	箇所			
		世帯			市町村工事				
	一 部 破 損	棟			河 川	箇所			
		世帯			道 路	箇所			
	床 上 浸 水	棟			橋 梁	箇所			
		世帯		小 計	箇所				
	床 下 浸 水	棟		港 湾	箇所				
		世帯		漁 港	箇所				
計	棟		下 水 道	箇所					
	世帯		公 園	箇所					
	人		がけ崩れ	箇所					
	人		計	箇所					
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻		
		その他	棟		破 損	隻			
	半壊	公共建物	棟		小 計	隻			
		その他	棟		漁 港 施 設	箇所			
	計	公共建物	棟		共同利用施設	箇所			
		その他	棟		その他施設	箇所			
	漁具（網）	件	水産製品		件				
	その他	件	その他		件				
	計		計						
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等		ha	⑦ 林業被害	道有林	林 地	箇所
			浸冠水		ha			治山施設	箇所
		畑	流失・埋没等		ha			林 道	箇所
			浸冠水	ha	林 産 物			箇所	
	農作物	田	ha	そ の 他	箇所				
		畑	ha	小 計	箇所				
	農業用施設	箇所	一般民有林	林 地	箇所				
	共同利用施設	箇所		治山施設	箇所				
	営農施設	箇所		林 道	箇所				
	畜産被害	箇所		林 産 物	箇所				
その他	箇所	そ の 他		箇所					
計		小 計		箇所					
			計	箇所					